令和５年度北海道特別職報酬等審議会議事録

１　日　時

令和５年11月８日（水）13時00分から13時55分まで

２　場　所

本庁舎３階　知事会議室

３　出席者

田村会長、吉住副会長、小椋委員、進藤委員、須間委員、高崎委員、館田委員
長島委員、野委員、間瀬委員
浦本副知事、谷内職員監、飯田人事局長、菅井給与服務担当課長

４　議　題

特別職の報酬等及び期末手当について
知事等の退職手当について
行政委員会委員の報酬について

５　議　事

（１）開会

○飯田局長
　ただいまから、北海道特別職報酬等審議会を開催させていただきます。進行役を務めさせていただきます、北海道総務部人事局長の飯田です。どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、開会に当たりまして、浦本副知事からご挨拶を申し上げます。

○浦本副知事
　副知事の浦本でございます。
　北海道特別職報酬等審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
　委員の皆様におかれましては、日頃から道政の推進に様々なお立場から多大なご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
　また、本日は、大変お忙しい中、本審議会に出席を賜り、重ねてお礼申し上げます。
　本審議会では、知事や道議会議員等の特別職の報酬等の改定に関しまして、公平性や公正性の観点から、一般職職員の給与改定の状況あるいは社会経済情勢等を勘案し、適正な報酬水準等についてご審議をいただいているものでございます。
　一般職の職員の給与に関しては、10月６日に北海道人事委員会から、本年４月時点における民間給与との比較を反映し、給料、期末・勤勉手当ともに引上げとする勧告があったところであります。
　本日は、こうした一般職職員の給与改定の状況や、国、他府県の状況などをご説明させていただき、特別職職員の給料水準や期末手当の支給月数、行政委員会委員の報酬などについて、委員の皆様から、幅広く忌憚のないご意見を賜りたく存じます。
　道におきましては、審議会からいただく答申を踏まえ、今後の対応を検討して参りたいと考えておりますので、ご審議のほどお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。
　本日はよろしくお願いいたします。

（２）委員紹介

○飯田局長
　続きまして、本日ご出席いただいた委員の皆様をご紹介させていただきます。
　まず始めに、審議会の会長であります田村・橋場法律事務所弁護士の田村智幸委員です。本年７月から新たに委員にご就任いただきました北海道農業協同組合中央会副会長の小椋茂敏委員です。本年８月から新たに委員にご就任いただきました北海道経済同友会幹事の進藤智委員です。今月から新たにご就任いただきました日本労働組合総連合会北海道連合会会長の須間等委員です。高崎公認会計士事務所公認会計士の高崎智子委員です。本年７月から新たに委員にご就任いただきました北海学園大学法学部長の館田晶子委員です。北海道消費者協会会長の長島博子委員です。北海道女性団体連絡協議会副会長の野祥子委員です。本年７月から新たに委員にご就任いただきました北海道新聞社常務取締役の間瀬達哉委員です。北海道商工会連合会副会長の吉住淳男委員です。
　以上10名の委員のご出席をいただいております。

　また、北海道特別職報酬等審議会条例第５条第２項の規定に基づき、委員の出席が定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを報告いたします。
　続きまして、道側の紹介でございます。総務部職員監の谷内でございます。人事課給与服務担当課長の菅井でございます。

　次に、本日の審議内容などの公表についてですが、本審議会は、道の附属機関でございますので、北海道行政基本条例に基づきまして、審議内容などをホームページで公表することとなりますので、あらかじめご了承をいただきます。

　それではまず、副会長に就任しておりました若月委員が退任されましたことから、副会長を選任したいと思います。北海道特別職報酬等審議会条例第４条第２項によりまして、副会長は委員の互選によることとなっておりますが、副会長の選任について、皆様から何かご発言はございませんでしょうか。

○委員一同
　意見なし

○飯田局長
　なければ、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同
　異議なし

○飯田局長
　それでは、恐縮でございますが、事務局からご提案させていただきます。副会長につきましては、北海道商工会連合会副会長の吉住委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○委員一同
　異議なし

○飯田局長
　それでは、そのように決定したいと思います。副会長を吉住委員にお願いしたいと思います。
　なお、浦本副知事につきましては、自身の給料等に関わりますことから、退席させていただきますことをお許し願いたいと存じます。（浦本副知事退室）
　それでは、ここからの議事の進行は、田村会長にお願いします。

○田村会長
　改めまして、田村智幸でございます。委員の期間が１番長くなりましたので、このような席に座らせていただいております。最近は季節の変わり目がはっきりするようになりまして、皆様体調等、十分お気をつけいただければと思っております。
　本日の議事の内容については、ホームページに公表されるということもございますが、ご意見があれば忌憚なくご発言いただきたいと思います。

（３）議事

【特別職の報酬等及び期末手当について・知事等の退職手当について】

○田村会長
　それでは、議事を進めさせていただきます。まず、特別職の報酬等及び期末手当について及び知事等の退職手当について、この２つの議事を事務局から一括して説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅井課長
　では、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。
　お手元にお配りしております資料ですが、資料１－１から資料３－２までをご説明させていただきます。
　はじめに、資料１－１でございます。
　北海道特別職報酬等審議会の設置の根拠となっている条例でございます。
　第１条にございますとおり、特別職の職員の報酬等の公正を確保するため、知事の附属機関として設置をしているものでございます。第２条にございますとおり、知事の諮問に応じて、特別職の報酬等について調査審議をすることとされております。
　第３条以降は、審議会の組織等について定めたものとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

　続きまして資料１－２をご覧ください。特別職の報酬等がどのような流れで改定されるのかをフロー図で示したものでございます。例年10月上旬頃、一般職の給与水準について、民間事業所の給与との均衡等を考慮し、適正な給与が確保されるよう人事委員会から知事及び道議会議長に対して勧告が行われます。この人事委員会勧告の内容等を踏まえまして、知事がこの特別職報酬等審議会へ諮問をする流れとなっております。知事からの諮問を受けて、本日開催しております特別職報酬等審議会にて、人事委員会勧告の内容や他府県の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、特別職の報酬等が適正な水準等であるかについて皆様にご審議いただくこととなっております。この審議会閉会後、田村会長から知事へ審議結果を答申いただきます。その後、答申のあった内容を踏まえて、11月下旬に開会される第４回定例道議会にて条例改正案が提案されることとなります。この条

例が可決されることによって報酬等が改定されることとなります。

続きまして、資料２をご覧ください。「特別職の報酬等及び期末手当」についてご説明させていただきます。資料２－１は、特別職の報酬等の体系を示したものです。特別職の報酬等については、規定する関係条例はそれぞれ異なり、大きく３つの区分に分かれます。左側の知事、副知事及び教育長につきましては、毎月支給される給与といわゆるボーナスであります６月及び12月に支給される期末手当のほかに退職時には退職手当が支給されることとなっております。中央の道議会議員につきましては、毎月支給される議員報酬と６月及び12月に期末手当が支給されます。右側の行政委員会の委員の給料・報酬につきましては、非常勤の委員には、毎月報酬が支給され、常勤の委員には、毎月支給される給料のほかに、６月及び12月に期末手当が支給されます。このような体系に分かれて、報酬等が定められております。

続きまして、資料２－２をご覧ください。特別職の報酬等の改定状況についてお示ししたものになります。資料の上段に改定にあたっての考え方を示しております。審議会ではこれまで特別職の報酬等の改定に当たり、一般職の給与との均衡、他府県の状況、社会経済情勢、道の財政状況、などを総合的に勘案しながらご審議いただいております。次に下段の表ですが、現在の給料月額等を示したものになります。現行の報酬額は平成４年10月に改定したものでありまして、現在、知事が138万円、議長が116万円などとなっております。これまで30年間据え置いている状況にあります。平成４年の改定時は、知事等特別職の給料月額、議会議員の報酬額について、カッコ内の改正前の額をそれぞれ10%程度引き上げております。なお、知事、副知事、教育長については、行財政改革に不断に取り組む強い決意と姿勢を示すために、知事の任期である令和９年４月までの間、減額措置を講じておりますが、本審議会では、減額前の報酬額の水準について、ご審議いただきたいと思います。また、期末手当の支給月数については、昨年いただいた答申を踏まえ、令和４年12月に改定し、年間3.30月となっております。なお、知事、副知事、教育長については、給料の減額と同様、知事の任期である令和９年４月までの間、減額措置を講じております。

次に資料２－３をご覧ください。北海道人事委員会勧告の概要になります。人事委員会勧告については、道の一般職の給与水準について、道内民間事業所の従業員の給与の状況と道職員の給与比較の状況に基づいて勧告されているものです。本年は、表の右下にありますとおり、月例給は、職員の給与が民間に比べて0.99％下回っていたことから、本年４月に遡って、増額改定を行うべきとの勧告を受けたところです。また、期末・勤勉手当につきましても増額改定を行うよう勧告を受けたものであります。

続きまして、資料２－４をご覧ください。特別職の報酬等と一般職の給与の改定率を比較したものです。特別職の報酬額の改定については、先程勘案する要素として一般職の給与との均衡等とご説明しましたが、平成４年10月に行った改定の際は、それまでの一般職の給与改定率の累積率が10.48％となり、特別職との乖離が10％を超えたことを考慮して改定しています。平成４年の改定以降は、一般職の改定率の累積が平成12年と13年がピークで7.36％となりましたが、平成４年改定時の10％程度に達しなかったことから、引き上げは行いませんでした。近年では一般職との乖離が縮小しており、１％前後で推移している状況であります。なお、本年につきましては、人事委員会から、一般職の月例給の引上げ改定を勧告され、改定率は昨年から増加しているところですが、大きく乖離している状況にはないと考えます。

続きまして、資料２－５をご覧ください。この資料は、都道府県別の報酬等月額について、減額

前の報酬等月額が高い順に並べてお示ししたものです。１枚目の資料が知事、副知事、教育長、監査委員、次のページが、議長、副議長、議員となっております。全国的にみますと、全ての職について、減額前の報酬等は全国上位８番目までに位置している状況です。なお、カッコ内は給料の減額措置後の額を参考にお示ししています。

続きまして、資料２－６をご覧ください。特別職の期末手当の支給月数について、道の一般職の状況と、国の改定の経緯をお示ししたものです。先ほど申し上げたとおり、道の一般職については、左側の表の下段にありますように、本年の人事委員会勧告において、期末・勤勉手当は現行の4.40月分を0.10月分引き上げまして、4.50月分とすべきとの勧告を受けたところです。また、国の状況は右側の表のとおり、一般職の国家公務員については、道の一般職と同様、0.10月分の引き上げ、大臣等の特別職については、0.10月分の引き上げとする改正法案が、現在開会中の臨時国会に提出されているところです。道の特別職の期末手当については、これまでも、道の一般職の状況や、国の取扱いを考慮して、支給月数を決定しており、今回、道の一般職の改定と国の一般職と特別職の改定を考慮すると、道の特別職についても、0.10月引上げ、3.40月とし、本年６月１日に遡って引上げることとが適当ではないかと考えております。

次に、資料２－７であります。こちらの資料は、各都府県における知事等の期末手当の額を高い順に並べてお示ししたものです。１枚目の資料が知事、副知事、教育長、監査委員、２枚目が議長、副議長、議員となっております。全国的にみて、全ての職で、比較的上位に位置している状況にあります。カッコ内は期末手当の減額措置後の額を参考にお示ししています。

続きまして、特別職の退職手当についてご説明させていただきます。資料３－１をご覧ください。特別職の退職手当につきましては、資料に記載の算出方法に基づき額を算出しているものであり、このうち支給割合につきましては、平成30年４月から一般職の見直しに準じて支給割合の引下げを行っており、知事が49.3/100、副知事が41.6/100、教育長が32.9/100となっています。これにより退職手当の額は、知事と副知事が４年間、48月在職した場合に支給される退職手当の額は、知事につきましては約3,266万円、副知事につきましては約2,196万円となっています。また、教育長は、任期が３年間となっておりますので、36月在職した場合に支給される額は約1,066万円となっています。なお、知事等につきましては、退職手当についても30％の減額措置を講じており、実支給総額はカッコ内の額となります。退職手当につきましては、一般職の退職手当の動向や取扱いを踏まえて改定をしているところでありますが、本年は一般職においても見直し等はなかったため、特段見直しをするような状況にはないと考えているところです。

資料３－２は、知事、副知事、教育長の都道府県別の退職手当について、退職手当の額の高い順に並べてお示ししたものです。カッコ内は退職手当の減額措置後の額を参考にお示ししています。全国的にみますと、減額前の退職手当は、知事につきましては中位から下位に位置していますが、副知事、教育長については、比較的上位に位置している状況となっております。各都府県の減額措置後の額につきましては、カッコ内にお示ししています。

早足での説明となりましたが、事務局の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村会長

ただいま事務局から説明がありましたことについて、要約しますと、給料・報酬月額については、

本年の一般職の改定率が0.99%となっており、一般職と特別職との比較においてもその差は小さいというご説明があったと思います。また、期末手当については、国の状況を道の状況にあてはめると、道の特別職も3.40月となることから、本年６月１日に遡って0.10月引上げを提案するご説明でした。退職手当については、平成30年４月に一般職の改正を踏まえて、支給水準を引き下げているという説明がありましたが、特段の見直しを行う必要はないというようなご説明だったかと思います。

人事委員会の勧告の前提となる官民の比較調査ですとか、改定の経過の数字を見ると、色々な歴史があるとわかる訳ですが、これをどう特別職の給与等に当てはめるのかということについては、なかなか難しいところもあると思いますが、委員の先生方のご意見をお伺いたいと思います。ご意見を伺う順番ですが、まず恐縮ですが吉住委員にご意見を伺った後、小椋委員からお席の順にお伺いさせていただこうと思います。吉住委員いかがでしょうか。

○吉住委員

期末手当を引き上げることに関しては問題ないと思いますが、特別職の方々の任期中における給料等の減額について、知事の考え方を踏まえたものであるということですが、道の財政状況も良くなってきているというのもありますし、しっかり働いていただいているので、道の責任のある立場にいる方として、それなりの金額を支給していただきたいと思います。また、各都府県との比較を見させていただきましたが、給料等が適当な水準であるかどうかという判断基準がわからないため、難しいとは思いますが、各都府県の一般職との乖離の状況ですとか財政状況等を見てどういった基準でこの水準が適正なのかということがわかる資料があるといただきたいです。史的なこともあるかと思いますが、例えば道議会議員の議員報酬が各都府県の議員に比べて道の規模に応じた適正な水準なのかということがわかる資料があると参考になるかと思います。今回の提案に関しては賛成です。

○田村会長

ありがとうございます。事務局からの提案については賛成ということであるという意見をいただいた上で、独自削減のご意見をいただきました。これは、知事ご自身の公約ということもありますが、減額がしばらく続いていることやしっかり仕事をしていただいているところで減額することはどうなのかという意見がありました。委員の皆様のこういった意見は、この後、答申を行う際に審議会の全体の意見として、反映させていただくこともあるかと思います。これについては、最後まで意見を伺った上で、私の方で判断したいと思います。また、他の都府県との乖離についてご意見がありました。これについて資料はないと思いますが、何かご説明いただけることがあればお願いできますでしょうか。

○菅井課長

私共の方ではそういった観点から整理したものは用意していないため、今後資料を整理する中でそのような情報が取れるのかということを含めて、検討させていただければと思います。

○田村会長

わかりました。吉住委員からも様々な観点でというようなご示唆もありましたので、是非資料の検討をお願いしたいと思いますが、今日の段階では吉住委員よろしいでしょ

うか。

○吉住委員
　はい。今後の検討ということで問題ありません。

○田村会長
　それでは、小椋委員から順次お願いいたします。

○小椋委員
　はい。私は初めてこの審議会に出席いたしましたので、過去の経緯は全く承知しておりません。そういう中で今提案された内容に関しては、人勧を踏まえて特別職の期末手当を引き上げるということですので賛同いたします。給料等の減額についてですが、吉住委員から意見がでたように、減額が慣例化しているというのはどうかなと思いますので、やはりきちんと仕事をしていただく以上は最大限支給するべきだと思います。また、それぞれの都道府県の給料等が資料中に羅列していますけれど、これも一概に数字だけの判断はできないことから、それぞれの都道府県の財務状況あるいは事業の規模ですとか様々な要件があるでしょうから、一律に金額だけの比較はできないと思っております。給料等の数値の他に何か参考となる資料をいただいて、それらを踏まえた上で、北海道としてどうなのかという議論をさせていただいた方が良いのかなと思いました。

○田村会長
　ありがとうございます。提案については、事務局案に賛同ということでご意見いただきました。続いて進藤委員お願いいたします。

○進藤委員
　はい。進藤でございます。私も今回初めて出席しました。基本的には一定のルールの中でやっているということで事務局案に賛成です。ただ、各委員の方が仰ったように、一部どうしてかなという部分もあったため、他に参考になるものがあれば良いかと思いました。いずれにしても本提案については異論はございません。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて須間委員いかがでしょうか。

○須間委員
　はい。私も事務局から提案のあった改定内容でよろしいかと思いますが、一般職と特別職との乖離が10％以内という考えがあるかと思いますが、この10％の考え方等があれば聞きたいなと思っております。

○田村会長
　事務局の方でいかがでしょうか。

○菅井課長
　平成４年に改定したときの考えとして、10％を超えたため改定したというものでありますので、これを改定する際の一つの目安として、再度改定する際も過去の例に倣うと、

その程度の数字になるだろうと考えているところであります。

○須間委員
　わかりました。その範囲内で特に問題ないということであればよろしいかと思います。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて、高崎委員お願いいたします。

○高崎委員
　はい、私も同様に事務局案に賛成いたします。特段付け加えることもございません。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて館田委員お願いいたします。

○館田委員
　はい。私も今回初めて伺いました。事務局案に関しては一般職に準じた形で今回改定ということですので、異論はありません。今お話がありました一般職との乖離についてもおそらく乖離が少ない方向が望ましいという考え方で、ここしばらく乖離幅が１％、２％程度に留まっているのかと思いますので、こういった傾向が続いていくのが望ましいのかなと感想を持ちました。また、全国で比べた順位につきましても北海道が高めということは私個人的には意外に思ったんですけれど、物価ですとか歴史的な経緯ですとか色々な理由があるのだろうなと思いつつも意外だったので、その経緯について知りたいなと感じたところでございます。

○田村会長
　ありがとうございます。私も委員に最初に就任した際に同じように意外に感じたところはありましたので、そのあたりも含めて事務局では調査いただければと思います。乖離が少ない方が望ましいという中で、現状維持されている、そういったご意見と理解しました。続いて長島委員お願いいたします。

○長島委員
　私も事務局案に賛成いたします。皆さんが仰ったように、知事の減額分の差額が多かったですが、選挙公約ということでお聞きしておりますので、なかなか変えることは難しいと思いますが、一生懸命頑張っていると思いますので、一生懸命やっていただくためにももうちょっと上げられればいいなと思いました。

○田村会長
　ありがとうございます。独自削減についてもご意見をいただきました。続いて野委員お願いいたします。

○野委員
　私も事務局案に賛成です。他の委員さんの意見も参考になりましたので、賛同したいと思います。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて間瀬委員お願いいたします。

○間瀬委員
　事務局案に賛成いたします。一言申し上げたいのは、特別職の報酬等が各都府県に比べますと、やや上の方にあるということでありましたけれど、本来特別職の報酬等というのは他県と比較して、他県の規模ですとか財政状況ですとかそれだけを比較して決めるものでもないのではないかと個人的には思います。厳しい財政の中で道にも大きな課題がある中でそうした課題を解決できる有能な方に来てもらう、という考えがあれば、突出した金額をお支払いしても問題ないのではないかと思っており、そのようなことをこうした場で議論しても良いのではないかと思います。今回の給料につきましても知事が選挙公約で今現在こうして減額して道財政に貢献しますと半年前にも選挙で示されている、それを道民が良しとして選んだ訳ですから、なかなかこの場でその数字について議論することは難しいのではないかと思いました。それ以外の期末手当につきましては、今現在も賃上げが必要と言われている中で、特別職だけを抑えることにはならないだろうと思いますので、この3.40月の提案でよろしいのではと思います。

○田村会長
　ありがとうございます。皆さんから貴重なご意見をいただきました。各委員からのご意見を集約しますと、知事、副知事、議会議員等の報酬等及び知事等の退職手当については、一般職の給与等に大きな変動要素がないということから、据え置きが適当である。期末手当の支給月数については、道の一般職や国の特別職の状況を勘案し、現行の3.30月から0.10月引き上げ、年間3.40月とする。実施時期は、本年６月１日から適用とすることが適当である、ということになろうかと思います。また、独自削減についても多数の委員の方から意見をいただいたことを踏まえて、答申の内容を検討したいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同
　異議なし

○田村会長
　続きまして、行政委員会委員の報酬について事務局から説明を受けたいと思います。

【行政委員会委員の報酬について】

○菅井課長
　資料４に基づきまして、行政委員会委員の報酬の状況についてご説明いたします。行政委員会とは法律に基づいて設置されている行政組織でございます。行政委員会委員の報酬については、従前は、全ての行政委員会で月額制で報酬を支給しておりましたが、委員会の機能や勤務実態、他県の状況などを踏まえて、２の下のとおり、平成27年にそれまでの月額制を改正し、日額・月額併用制としております。具体的には、上の表のとおり、まず、日額については、委員会・総会等への出席のほか、事務打合せや出張等に対して、委員長や会長等については２万７千円、委員については２万４千円の日額報酬を支給することとしています。下段の月額については、委員の職責や、委員が庁舎以外で行う検討・検証作業など、日額以外のすべての部分に対する対価として、改正前の報酬月額の２分の１を基礎額として支給することとしています。また、委員会への出席など日額が支給される日数が一定の日数以上となる場合は、改正前の報酬月額を上限として支給することとしまし

た。参考までに、月額制から日額・月額併用制と見直したことによって、例えば教育委員会委員では、見直し前の月額29万１千円から見直し後は、平均の支給月額が22万円になっております。労働委員会公益委員にあっては、見直し前の月額28万１千円から見直し後は、平均の支給月額が22万５千円となる見直しを行ったところです。

次に、資料４－２をご覧ください。先程もご意見がありましたが、各都府県の比較ということで、道と同じく月額・日額併用制を導入している都道府県について、月額・日額単価を、それぞれ高い順に並べてお示ししたものになります。他都府県の額と比べても、著しく高い又は低いという状況ではないものと考えております。以上で行政委員会委員の報酬についての説明を終わらせていただきます。

○田村会長
ありがとうございます。ただいま事務局から、委員の報酬の水準について説明がありました。月額と日額の併用制に移行したということで、これは平成27年に検討部会を設置して、あり方を検討してその際の意見を踏まえて見直したという経緯です。これは、当時裁判所等でも判例があったものですが、そのような経過も踏まえて、日額と月額の併用制にされたということでございます。また、教育委員会等の各委員会の業務については承知しているつもりなのですが、海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会は、どのようなお仕事をされているかについて教えていただきたいです。

○菅井課長
海区漁業調整委員会を例に申し上げますと、今の時期はサケが川に遡上してきますが、そこに網を張ると、大量に捕れてしまうようなことになりますので、河口から一定の距離については、漁をしてはいけないといった一定の措置や規制を講ずるための検討を行い、漁業資源を守るためのそういった業務を行っている委員会になります。

○田村会長
わかりました。ありがとうございます。事務局からの行政委員会委員の報酬の体系についての説明、現状の報酬の状況についてご説明がありました。これを踏まえて、各委員からご意見を聞きたいと思います。吉住委員からまたお願いできますでしょうか。

○吉住委員
提案について異議はありません。確認ですが、平成27年から月額と日額の併用制にしたことにより上限額は、月額が上限になるものなんでしょうか。

○菅井課長
これまで月額として支払っていたものを上限としているというものであります。

○吉住委員
わかりました。

○田村会長
それでは順次、小椋委員からご意見をお願いいたします。

○小椋委員
　原案でよろしいかと思います。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて、進藤委員お願いいたします。

○進藤委員
　一点だけ確認したいのですが、月額の倍が上限になっていて、半分がベースになっていて、日額に応じて積み上げて上限になれば上限額を支給するということですよね。例えば漁業調整委員会では月額が25,000円で日額が27,000円ということで上限が50,000円になっていると思いますが、日額が月額を上回るというのは少し違和感がありました。いずれにしても提案については賛成です。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて須間委員お願いいたします。

○須間委員
　提案のとおりでよろしいかと思います。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて高崎委員お願いいたします。

○高崎委員
　私も事務局案に賛成でございます。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて館田委員お願いたします。

○館田委員
　事務局に賛同いたします。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて長島委員お願いたします。

○長島委員
　はい。事務局案でよろしいかと思います。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて野委員お願いたします。

○野委員
　事務局案に賛成いたします。

○田村会長
　ありがとうございます。続いて間瀬委員お願いたします。

○間瀬委員
　事務局案に賛成でございます。

○田村会長
　ありがとうございます。各委員からのご意見を集約しますと、行政委員の報酬額の状況は、他都府県の状況と比較しても大きな差はみられないことから、据え置きが適当ということになろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同
　異議なし

○田村会長
　それでは本日の議事は以上となります。本日の審議の結果をお伝えします。知事、副知事、議会議員等の報酬等及び知事等の退職手当については、据え置きが適当、期末手当については0.10月分増とし、実施時期は令和５年６月１日に遡って適用とする。行政委員の報酬については、据え置きが適当ということになろうかと思いますので、この内容に沿って、私から知事へ答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員一同
　異議なし

○田村会長
　それでは本日の議事は以上をもちまして終わりたいと思います。それでは事務局に進行を引き継ぎます。

○飯田局長
　田村会長、ありがとうございました。最後に、谷内職員監からご挨拶を申し上げます。

○谷内職員監
　職員監の谷内でございます。本日は、大変お忙しいところご出席を賜り、また、道の特別職の報酬、期末手当、退職手当、行政委員の報酬などにつきまして、多岐にわたってご審議をいただきありがとうございました。この後、田村会長から知事に対して、答申が行われる運びとなりますが、道としましては、答申を頂いた後に、その内容を踏まえまして、条例改正などの必要な対応を検討して参りたいと考えております。委員の皆様には、本日の審議会への出席に対しまして、重ねて感謝申し上げますとともに、引き続き道政の推進にご指導ご助言いただければと思います。誠にありがとうございました。

○飯田局長
　これをもちまして、北海道特別職報酬等審議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。